

公立大学法人青森公立大学戦略会議要綱

平成24年4月11日

改正 平成27年 3月30日

平成29年 4月25日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人青森公立大学戦略会議（以下「戦略会議」という。）の設置、組織、所掌事項及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 公立大学法人青森公立大学（以下「法人」という。）としての課題を把握し、その改善の過程に責任を持って当ること、及び理事長と部局長間の連絡調整を行うことを目的に、戦略会議を置く。

(組織)

第3条 戦略会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長(学長)
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 図書館長
- (6) 地域連携センター長
- (7) 事務局長

2 戦略会議は、必要がある場合は、前項各号に掲げる職にある者以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(所掌事項)

第4条 戦略会議の所掌事項は、青森公立大学部局長会議における先議を踏まえ、概ね次に掲げる事項とする。

- (1) 法人の管理及び運営の基本方針に関する事項
- (2) 法人の将来構想及び長期計画に関する事項
- (3) 法人の予算編成に関する事項
- (4) 主要な事務事業に関する事項
- (5) 自己点検及び評価に関する事項
- (6) その他理事長が必要と認めた事項

2 戦略会議は、理事長と部局長間の連絡調整を行う。

(戦略会議の開催)

第5条 戦略会議は、理事長が主宰する。

- 2 戦略会議は、定例会議及び臨時会議とする。
- 3 定例会議は、毎月第2水曜日に開催する。ただし、都合によりこれを変更し、又は中止することがある。
- 4 臨時会議は、必要に応じ、その都度開催するものとする。
- 5 戦略会議の進行は、理事長が行う。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指名する者がその職務を代理する。

(戦略会議内容の伝達及び実施の促進)

第6条 戦略会議に出席した者は、戦略会議の内容について関係職員に速やかに伝達するとともに、実施を要する事項については、これを速やかに執行しなければならない。

(庶務)

第7条 戦略会議の庶務は、事務局総務企画グループで処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成24年4月11日から実施する。

附 則 (平成27年3月30日)

(実施期日)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成29年4月25日から実施する。